

中国・台湾などにおける地名の 抜駆け商標出願・登録対策について



香 川 県

平成 21 年 2 月
(最終改訂日 令和 6 年 3 月)

目 次

1	背景・目的	1
2	抜駆け商標出願・登録について	
	(1) 抜駆け商標出願・登録	1
	(2) 抜駆け商標出願・登録された場合の問題	1
	(3) 中国や台湾などにおいて日本の地名が商標登録される理由	1
3	中国・台湾における商標の登録手続き	2
4	対策を検討する際のポイント	
	(1) 輸出の可否	2
	(2) 地名の使用	2
	(3) 商品区分	2
5	地名の抜駆け商標出願・登録対策について	
	(1) 防衛的対策について	
	① 異議申立て	3
	② 無効審判請求	4
	③ 不使用取消裁定	4
	④ 商標の権利譲渡	4
	(2) 積極的な対策について	
	① 「県産品名+図形」の商標登録	4
	② 農林水産省等の輸出促進ロゴマークの活用	5
	③ 地域団体商標や地理的表示(GI)保護制度による対応	5
	(3) 基盤的な対策について	
	① 証拠集め、証拠づくり	7
	② セミナー等の実施	7
	③ 冒認出願の監視、情報提供等	7
	参考資料	
	中国における商標の登録出願手続き	9
	台湾における商標の登録出願手続き	10
	ニース協定による国際分類	11

1 背景・目的

中国や台湾などでは、外国の著名なブランドやコンテンツ名などを第三者が抜駆け商標出願・登録する事案が増加しています。その中には、日本の地名や日本の企業名、農産物名等も含まれており、本県についても、「香川」や「讃岐」などが中国や台湾において商標出願・登録されています。このような状況において、今後、本県の企業が中国や台湾などにおいて商品や役務を取り扱う場合、商品名や店名に、これらの名称が使えなくなるおそれがあるなど、県内企業の海外への市場展開に重大な影響が生ずる可能性があります。

このため、県としても、地名の抜駆け商標出願・登録への対策を講じ、その内容を広く周知し、県内企業の海外市場への展開に向けた取組みを支援していくこととしています。

2 抜駆け商標出願・登録について

(1) 抜駆け商標出願・登録

抜駆け商標出願・登録とは、インターネットや海外での展示会・見本市などを通じて、外国の著名なブランドやコンテンツ名などを知った者が、中国や台湾などにおいて商標出願・登録をする行為のことです。正当な権利者による商標出願・登録ではありません。

(2) 抜駆け商標出願・登録された場合の問題

日本や中国、台湾など多くの国・地域での商標制度においては先願主義が採用されています。このため、既に商標を使用しているも、他の第三者が当該商標を先に出願して登録してしまうと、同一又は類似の指定商品・役務では、同一又は類似の商標の登録ができなくなります。また、商標を登録した者の許諾を得ずに当該商標を使用すると、警告を受けたり、商標権侵害で訴えられるおそれがあります。

(3) 中国や台湾などにおいて日本の地名が商標登録される理由

中国では、広く知られた外国地名は商標登録ができないとされていますが、たとえ、日本では広く知られた地名であっても、中国において広く認識されていなければ、商標として登録される可能性があります。台湾では、商品・役務の性質、品質又は産地について公衆に誤認させるおそれがある場合には商標登録ができないとされていますが、台湾の消費者が地名と認識できない場合は商標登録される可能性があります。

また、日本の地名が中国や台湾において、言葉として別の意味を持つ場合があります。地名としてよりも、言葉の意味の方が現地の方々に強い影響を生じさせる場合は、商標登録される可能性があります。

3 中国・台湾における商標の登録手続き

中国の場合は、出願されてから中国商標局での審査が完了するまでの期間を、法律で9か月以内と定めています（2022年末時点での平均審査期間は4か月程度）。審査の結果、商標登録に問題がないと判断された場合、公告されます。公告後、3か月以内に異議申し立てなどがなければ、商標登録されます。

台湾の場合は、出願されてから台湾知恵財産局で審査が行われ、審査結果の通知があるまでに、現在は5か月程度要しています。審査の結果、商標登録に問題がないと判断された場合、登録査定（登録公告）となり、出願人が登録料を納付すると、商標権が発生します。登録公告から3か月以内であれば、異議申し立てを行うことができます。

なお、出願されたものがすべて商標登録される訳ではありません。中国商標局や台湾知恵財産局の審査において、商標としての登録適格性がないと判断されれば、公告されず、商標登録されません。

4 対策を検討する際のポイント

輸出先の国・地域によって商標制度が異なります。また、商品の形態や輸出の仕方によっても、自ら商標出願・登録するのがよいのか団体として商標出願・登録するのがよいのかなど、様々な検討事項があります。まず、最初に個別商品ごとの輸出に関して検討を行い、その上で商標をどのように活用するのか検討する必要があります。

(1) 輸出の可否

各国の輸入政策に加え、検疫制度の制約もあり、すべての県産品を中国や台湾に輸出できるわけではありません。

とりわけ、農水産物は、特に中国にはほとんどの品目が輸出できないほか、台湾でも証明書の添付を求められる品目が数多くあるため、植物防疫所や動物検疫所のホームページなどで事前に確認する必要があります。

(2) 地名の使用

地名が商標登録されている場合でも、原産地表示として地名を使用することは問題ありません。例えば、「香川」が商標登録されていても、商品に「日本国香川県産の〇〇」という表示を添えることは可能です。しかし、商品名やロゴマークのように、商標として認識されるような表示をした場合は、問題となる可能性があります。

(3) 商品区分

登録されている商標と同一又は類似の商標であっても、非類似の商品に使用する場合は、

権利侵害とならない可能性が大きいと考えられています。抜駆け商標出願・登録された商品区分が当該商品とは無関係な場合は、ほとんど影響を受けないと考えられます。

5 地名の抜駆け商標出願・登録対策について

(1) 防衛的対策について

① 異議申立て

中国商標局や台湾知慧財産局の商標登録審査に対して異議を申し立てるものです。誰でも異議申立てを行うことは可能ですが、登録審査後の公告期間（3か月間）に行う必要があります。このため、抜駆け商標の出願を確認した後は、中国商標局や台湾知慧財産局のホームページなどにおいて定期的な監視が必要になります。

異議申立てを行う際には、中国や台湾の人々にとって「香川」や「讃岐」が公知な外国地名であること、地理的表示であることなどを証拠として提出する必要があります。異議申立てを認めるかどうかの判断は、あくまでも、中国や台湾において広く知られているかどうかという現地での知名度が基準となるため、中国や台湾での新聞記事などを証拠とする必要があります。

異議申立ての対象が、地名と商品が結びつかなくて中国や台湾の人々に誤認のおそれがないと判断される場合や地名以外の別の意味を持っている場合などは、異議申立てが認められない場合があります。

また、中国の場合、異議申立て1件につき40～50万円の費用がかかっている例もあります。異議申立ての費用については、相手方が争った場合などにより、異議申立ての期間が延びれば、それに応じて費用は増えていくため、異議申立てを行う前に、関係者間で費用の負担の在り方を検討しておく必要があります。

なお、異議申立てが認められても、新たに抜駆け商標が出願されるおそれがあるため、引き続き定期的な監視が必要です。

【県の対応】

異議申立ては、登録審査後の公告期間に行わなければならないため、迅速な対応が必要です。このため、県は、海外において県内の地名や県内地名と商品・サービス名からなる県産品の名称（1事業者が専用しているものを除く。）が抜駆け商標出願されており、県内事業者が被害を受ける可能性が高いものについては、県内事業者団体とともに異議申立てを行うこととし、そのための制度を設けています。

異議申立てを行う対象は、出願されている商標が付される商品が、現に県から出願された国・地域に輸出されているもの又は輸出される見込みがあるものとしています。また、費用負担については、異議申立てに参加する機関等で均等・頭割りするものとし、県の費

用負担の上限額は25万円としています。

② 無効審判請求

商標が不当に登録されたと考えられる場合又は登録されていた場合に取り得る手段です。異議申立てと同様に、中国や台湾の人々にとって「香川」や「讃岐」が公知な外国地名であること、地理的表示であることなどを証拠として提出する必要があります。しかし、無効審判請求は、既に登録され、権利化されている商標の取消しであるため、困難である場合が多く、立証は容易ではありません。

無効審判請求の対象が、地名と商品が結びつかなくて中国や台湾の人々に誤認のおそれがないと判断される場合や地名以外の別の意味を持っている場合などは、無効審判請求が認められない可能性があります。

また、抜駆け商標登録されたものであっても、それが長く使用されることによって登録した者のブランドと認知されれば、無効審判請求が認められない可能性もあります。

無効審判請求の費用については、異議申立てに要する額以上と見込まれ、無効審判請求の期間にもよります。

無効審判請求が認められても、新たに抜駆け商標が出願されるおそれがあるため、引き続き定期的な監視が必要です。

【県の対応】

無効審判請求は、既に登録され、権利化されている商標の取消しであるため、慎重な検討が必要です。県では、県内事業者に重大な影響を及ぼすおそれがある抜駆け商標の登録が判明した場合であって、他に解決方法がない場合などは、県内事業者団体とも相談の上、県内事業者団体とともに無効審判請求を行うことを検討します。

③ 不使用取消裁定

登録された商標が、3年間使用されなかった場合は、不使用を理由に商標取消裁定の請求をすることができます。しかし、3年間に1度でも使用されていれば、この制度により取消することはできません。また、3年間の使用実績を把握することは非常に難しいため、現地の調査会社等を活用する必要があります。

④ 商標の権利譲渡

商標権者から権利の譲渡やライセンスを受ける方法も考えられますが、多額の金額を要求されるおそれがあります。

(2) 積極的な対策について

① 「県産品名＋図形」の商標登録

事業者団体が「県産品名＋図形」のロゴマークを作成し、海外で積極的に商標登録することにより、自らのブランドを保護していく手法があります。しかし、類似のロゴマーク

が出願される場合が想定されることから、中国や台湾などの人々に確実に認知されるように、識別性の高いロゴマークを作成する必要があります。



【県の対応】

県内事業者団体が県産品のロゴマークを作成し、海外で積極的に商標登録をして、県産品のブランドを海外でも守っていこうという取組みに対して、香川県知的所有権センター等による助言のほか、特許庁の外国出願補助金の申請を支援することとしています。

② 農林水産省等の輸出促進ロゴマークの活用

現在、中国などにおいて日本産の食品や農産物が人気を集めるのは、日本のものが安全・安心と認識されているためです。このため、農林水産省の「おいしいマーク（輸出促進ロゴマーク）」（図1）や「日本産果実マーク」（図2）、水産庁の「Excellent Seafoodマーク（国産水産物・水産加工品の輸出促進のためのロゴマーク）」（図3）、日本畜産物輸出促進協会の「和牛統一マーク」（図4）を活用することも対策として考えられます。



図1
おいしいマーク



図2
日本産果実マーク



図3
Excellent Seafood マーク



図4
和牛統一マーク

【県の対応】

国内外において日本の産地間競争が発生しているため、引き続き、県産品のブランドの確立に努めていきます。

③ 地域団体商標や地理的表示（GI）保護制度による対応

日本において周知な商標は、抜駆け商標出願に対して一定の歯止めになります。

台湾においては、業務上の取引などの関係を有することにより日本において周知な商標の存在を知っている者が、その商標と同じものを商標出願・登録している場合、異議申立

て・無効審判請求が可能です。

こうしたことから、地域団体商標や地理的表示（GI）の登録を行い、「地域団体商標マーク」（図1）や「GIマーク」（図2）とともに、海外の見本市等において積極的に使用することが一定の対策になります。



図1
地域団体商標マーク（特許庁）



図2
GIマーク（農林水産省）

（本県に関する地域団体商標登録案件）

申請	登録	出願人	商標	指定商品及び指定役務
H18. 5	H19. 3	讃岐石材加工協同組合 庵治石開発協同組合 協同組合庵治石振興会	庵治石	香川県高松市庵治町・牟礼町において産出された墓石・石碑用石材など 香川県高松市庵治町・牟礼町において産出された石材を使用し同町で加工された灯ろう・墓石など
H20. 1	H20. 10	引田漁業協同組合	ひけた鱒	香川県東かがわ市引田沖で養殖されたぶり
H22. 2	H23. 9	伊吹漁業協同組合	伊吹いりこ	香川県伊吹島周辺海域で漁獲され、伊吹島で加工された煮干イワシ
H20. 6	H25. 5	香川県農業協同組合 香川県食肉事業協同組合	讃岐牛	香川県産黒毛和牛の牛肉
H26. 10	H27. 10	特定非営利活動法人 小豆島オリーブ協会	小豆島オリーブ オイル	小豆島産のオリーブオイル
R元. 8	R3. 11	まんのう町商工会	まんのうひまわり オイル	まんのう町産のひまわり油
R4. 3	R5. 5	香川県うちわ協同組合連 合会	丸亀うちわ	香川県丸亀市に由来する製法により香川県丸亀市及びその周辺地域において主要な生産工程が行われたうちわ

（本県に関する地理的表示（GI）登録案件）

申請	登録	登録生産者団体	名称	区分	産地
H29. 3	H29. 12	香川県農業協同組合	香川小原紅早生みかん	第3類 果実類 うんしゅうみかん	香川県
H29. 12	R元. 6	香川県農業協同組合	善通寺産四角スイカ	第1類 農産物類 野菜類（すいか）	善通寺市
R2. 7	R5. 1	香川県味噌工業協同組合	サヌキ白みそ	第8類 調味料類 みそ（米みそ）	香川県
R2. 11	R6. 1	大野豆プロジェクト	大野豆	第1類 農産物類 穀物類（乾燥そらめ）、 野菜類（未成熟そらめ）	高松市香川町大野、香川町寺井及び寺井町

【県の対応】

県では、香川県知的所有権センター等と連携を図りながら、地域団体商標や地理的表示（GI）の登録に関する情報提供に努め、地域団体商標や地理的表示（GI）の登録を目指す県内事業者団体を支援します。

(3) 基盤的な対策について

① 証拠集め、証拠づくり

異議申立てなどを行う場合でも、中国や台湾の人々に「香川」や「讃岐」、県産品などが認知されている証拠が必要です。そのためには、中国や台湾における見本市等において「香川」や「讃岐」、県産品等を積極的にPRし、現地の人々に認知されるように努めるほか、国際会議や県内観光地において、「香川」や「讃岐」、県産品が、出席者や観光客の目に触れるように努めるとともに、現地マスメディアに対して積極的にPRを行うことが重要です。

そして、現地の新聞、雑誌等で紹介された場合は、その記事（原本）を確実に入手し、日付を確認して保存しておく必要があります。*

※ スクラップのように、後から日付を書き入れたものや日付の部分を切り取って記事部分に貼り付けたものは、証拠にならない可能性が高いので注意が必要です。また、自ら撮影した写真も証拠にならない可能性が高いので注意が必要です。

【県の対応】

県では、海外における見本市等において「香川」や「讃岐」、県産品等を積極的に発信して現地の人々に認知されるように努めるとともに、現地マスメディアに対しても積極的にPRを行います。

また、県の海外向けパンフレットに「香川」や「讃岐」、県産品を目立つように掲げるとともに、海外向け旅行雑誌等に「香川」や「讃岐」、県産品などが掲載されるよう努めるほか、国際会議において報告や宣言を出す場合は、可能な限り「香川」や「讃岐」を入れるように依頼するなど、「香川」や「讃岐」などを海外に向け発信します。

② セミナー等の実施

県では、ジェトロ香川などと連携して、海外ビジネスにおける知財対策に関するセミナーを開催しています。

【県の対応】

県では、今後とも、セミナー受講者や県内企業のニーズを踏まえた上で、抜駆け商標出願・登録等に関するセミナー等を開催します。また、セミナーの開催にあたっては、その目的や内容などを分かりやすく情報発信することとします。

③ 冒認出願の監視、情報提供等

香川県知的所有権センター等と連携して、中国商標局等のデータベースを定期的に調査し、「香川」や「讃岐」などを使用した抜駆け商標出願等の監視を行うとともに、出願・登録を確認した場合には、関係事業者団体に情報提供を行っています。

庁内には、関係各課が参加する「香川県産業の海外展開・知的財産連絡調整会議」を設置しており、抜駆け商標出願・登録等に関する問題の情報共有を図るとともに、抜駆け商

標出願・登録が確認された場合は、全庁的に連携して対応することとしています。

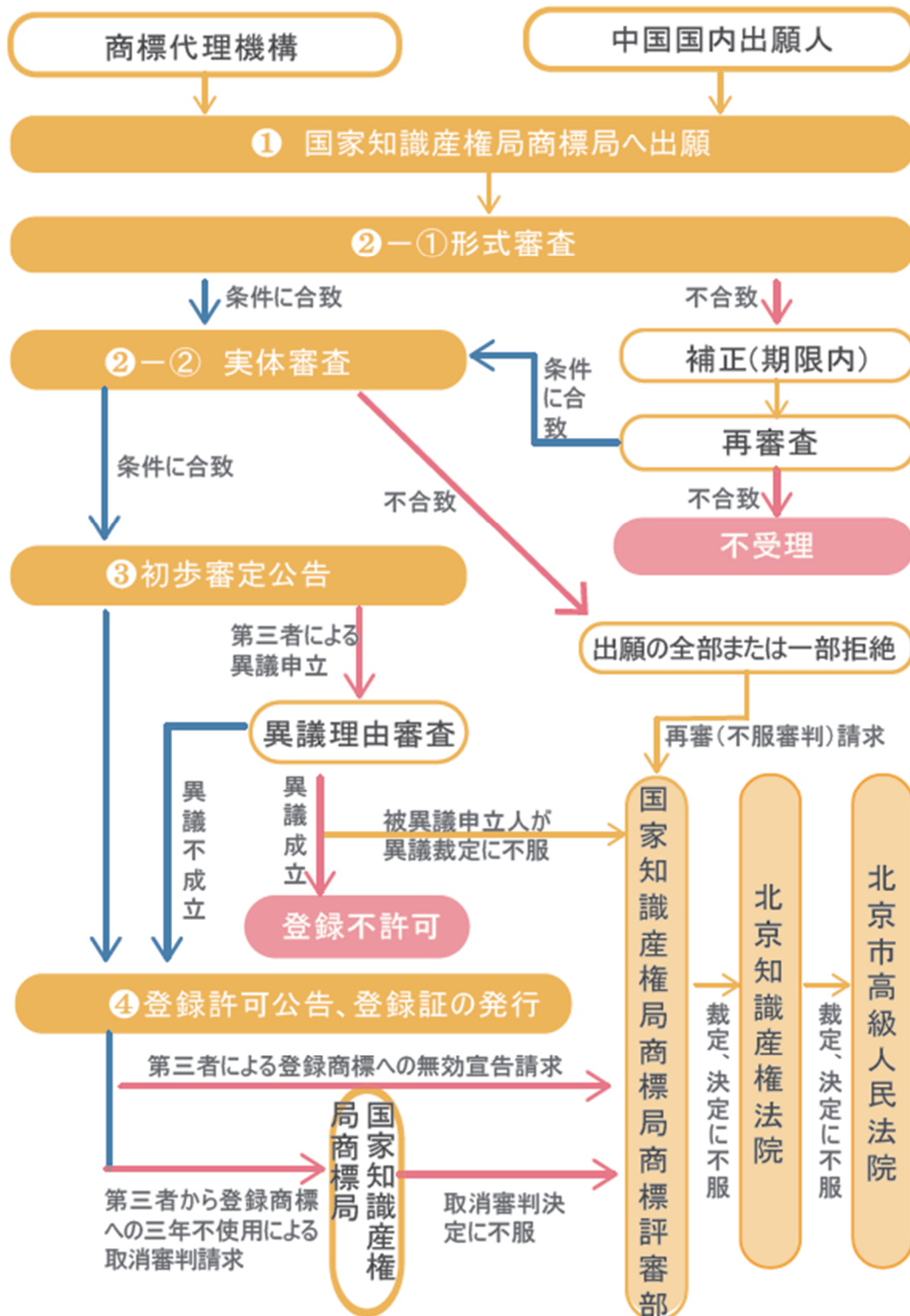
【県の対応】

引き続き、庁内関係各課が連携して、抜駆け商標出願・登録に適切に対応します。

定期的な監視により、「香川」や「讃岐」などの抜駆け商標出願・登録が確認された場合は、産業政策課と庁内関係課で対応を検討するとともに、「香川県産業の海外展開・知的財産連絡調整会議」を開催して情報共有を図ります。

また、県内関係事業者団体とも対応について協議します。

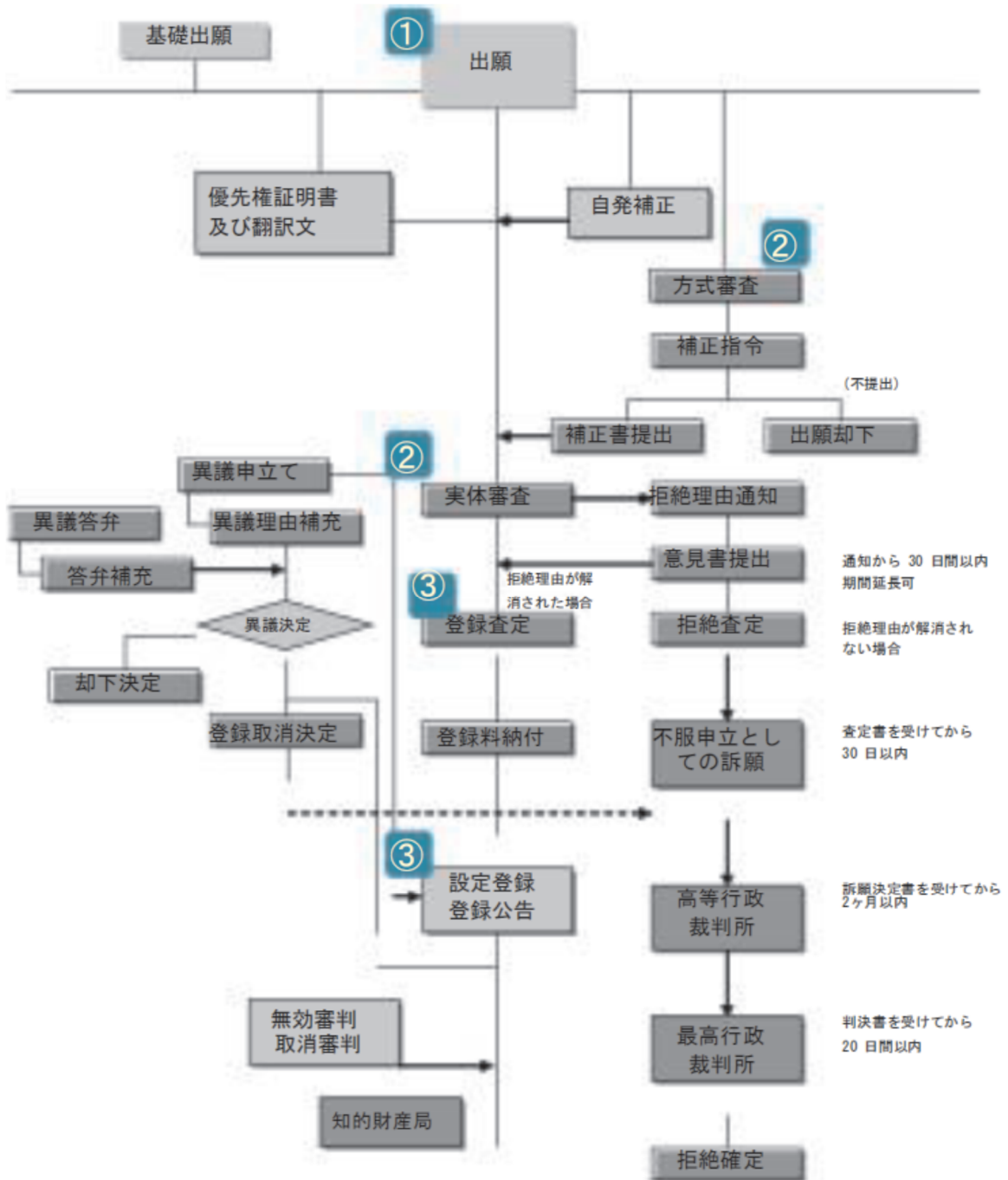
【資料】 中国における商標の登録出願手続き



出典：冒認出願対策リーフレット（特許庁）

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/document/shohyo_syutugantaisaku/02measure-leaflet.pdf

【資料】台湾における商標の登録出願手続き



出典：冒認出願対策リーフレット（特許庁）

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/document/shohyo_syutugantaisaku/taiwan-syutuganleaflet.pdf

【資料】 ニース協定による国際分類

類	類に属する商品又はサービスの概要
1	工業用、科学用又は農業用の化学品
2	塗料、着色料及び腐食の防止用の調整品
3	洗淨剤及び化粧品
4	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
5	薬剤
6	卑金属及びその製品
7	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
8	手動工具
9	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
10	医療用機械器具及び医療用品
11	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
12	乗物その他移動用の装置
13	火器及び火工品
14	貴金属、貴金属製品であつて他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
15	楽器
16	紙、紙製品及び事務用品
17	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
18	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
19	金属製でない建築材料
20	家具及びプラスチック製品であつて他の類に属しないもの
21	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
22	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
23	織物用の糸
24	織物及び家庭用の織物製カバー
25	被服及び履物
26	裁縫用品
27	床敷物及び織物製でない壁掛け
28	がん具、遊戯用具及び運動用具
29	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
30	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
31	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
32	アルコールを含有しない飲料及びビール
33	ビールを除くアルコール飲料
34	たばこ、喫煙用具及びマッチ
35	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
36	金融、保険及び不動産の取引
37	建設、設置工事及び修理
38	電気通信
39	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
40	物品の加工その他の処理
41	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
42	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
43	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
44	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
45	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務